

「工期に関する基準」について

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課



はじめに

建設業は、社会資本整備の担い手であるとともに、民間経済を下支えし、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う「地域の守り手」として、大変重要な役割を果たしています。建設業がその役割を果たしつつ、今後も魅力ある産業として活躍し続けるためには、自らの生産性向上と併せ、中長期的な担い手確保に向け、長時間労働の是正、週休2日の達成等の働き方改革を推進しなければなりません。

また、建設業については、労働基準法上いわゆる36協定で定める時間外労働の限度に関する基準（限度基準告示）の適用対象外とされてきましたが、第196回国会で成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」による改正後の労働基準法において、労使協定を結ぶ場合でも上回ることでない時間外労働の上限について法律に定めたうえで、違反について罰則を科すこととされ、建設業に関しても、平成31年4月の法施行から5年間という一定の猶予期間を置いたうえで、令和6年4月より、罰則付き上限規制の一般則を適用することとされました（図-1）。

このように、建設業の魅力増進による中長期的な担い手の確保、改正労働基準法の適用に向け

て、長時間労働の是正等が不可欠な状況となっています。



建設業の労働実態

働き方改革の促進による長時間労働の是正等が求められている建設業ですが、その労働実態は以下のようになっています（図-2、3）。

実労働時間・出勤日数の推移は図-2のようになり、年間の実労働時間については、製造業と比較して100時間程度、全産業の平均と比較して300時間以上（約2割）長くなっています。経年の労働時間に着目すると、10年程前と比べて、全産業では約140時間減少しているものの、他方、建設業は47時間の減少に留まっており、大幅な改善は見られません。

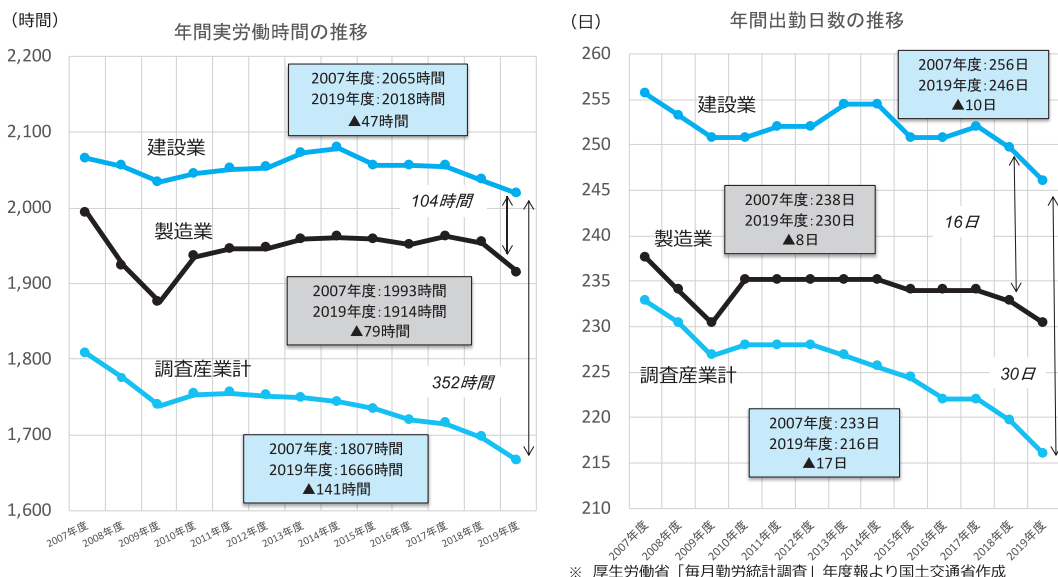
また、年間の出勤日数については、製造業と比較して16日程度、全産業の平均と比較して30日程度多くなっています。

休日の状況は図-3のようになり、4週8休を取得できている方は全体で1割程度であり、一方、休日が4週4休（週休1日程度）以下の方が約4割です。国全体として、週休2日の確保に向けて取り組んでいる中、建設業ではその取組が十分とは言えない状況です。

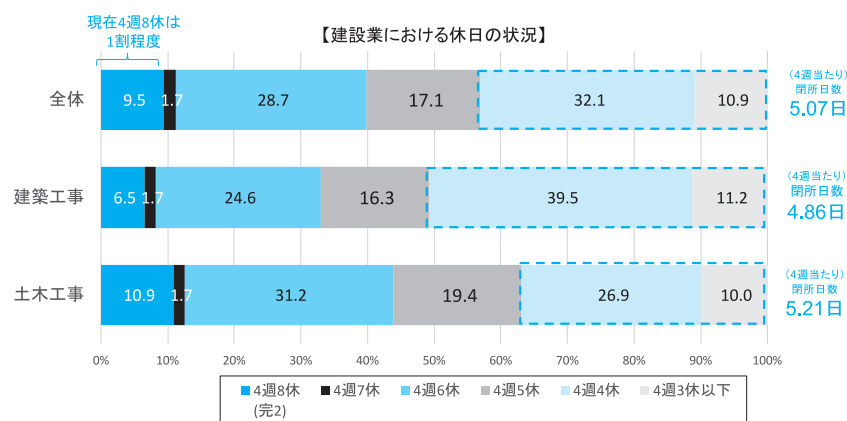
このように、他産業と比較して、建設業は労働時間が長く、また休日も少ないのが現実です。若

	現行規制	改正労働基準法(平成30年6月29日成立)
原則	<<労働基準法で法定>> (1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)	<<同左>>
36協定の限度	<<厚生労働大臣告示：強制力なし>> (1) ・原則、月45時間かつ年360時間 ・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし(年6か月まで)(特別条項) (2) ・建設の事業は、(1)の適用を除外	<<労働基準法改正により法定：罰則付き>> (1) ・原則、月45時間かつ年360時間・・・第36条第4項 ・特別条項でも上回ることを出来ない時間外労働時間を設定 ① 年720時間(月平均60時間)・・・第36条第5項 ② 年720時間の範囲内で、一時的に事務量が增加する場合にも上回ることを出来ない上限を設定 a. 2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内(休日出勤を含む)・・・第36条第6項第3号 b. 単月100時間未満(休日労働を含む)・・・第36条第6項第2号 c. 原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限・・・第36条第5項 (2) 建設業の取り扱い ・施行後5年間 現行制度を適用・・・第139条第2項(第36条第3項、第4項、第5項、第6項第2号、第3号は適用しない) ・施行後5年以降 一般則を適用。ただし、災害からの復旧・復興については、上記(1)②a.b.は適用しない(※)が、将来的には一般則の適用を目指す。 ・・・第139条第1項 ※労基法第33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも臨時の必要性がない場合は対象とならない

図－1 改正労働基準法(平成31年4月1日施行)



図－2 他産業と比較した年間実労働時間・出勤日数の推移



【注】※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事等が含まれる。 出典：日建協「2018時短アンケート」を基に作成
 ※日建協の組合員の技術者等を対象にアンケート調査。

図－3 建設業における技術者の休日の状況

手をはじめとした新たな担い手を確保するためには、建設業をより魅力的な産業とする必要がありますが、働き方改革促進による長時間労働等の是正は、喫緊の課題となっています。



新・担い手3法の成立について

前述のような労働実態を背景に、建設業への時間外労働の上限規制の適用までの間においても、関係者一丸となった取組を強力に推進するため、平成29年6月には「建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」を設置し、8月には「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」を策定しました。さらに、同ガイドラインの浸透及び不断の改善に向け、「建設業の働き方改革に関する協議会」（主要な民間発注者団体、建設業団体及び労働組合が参画）の設置と併せて、業種別の連絡会議（鉄道、住宅・不動産、電力及びガス）を設置し、業種ごとの特殊事情や契約状況等を踏まえた対応方策の検討を重ねてきました。

政府として取組を進めている一方、現状では通常必要と認められる期間に比して短い期間による請負契約がなされ、長時間労働等が発生していました。また、前工程の遅れや受発注者間及び元請負人－下請負人間の未決定事項の調整、工事内容の追加・変更等を理由に、工期が遅れる事例が見られました。

このような状況を踏まえ、平成30年6月の中央建設業審議会基本問題小委員会中間とりまとめにおいて、「工期についての考え方を明確化することを通じて、受発注者双方による適正な工期設定の取組を促進するため、中央建設業審議会において『工期に関する基準』を作成し、その実施を勧告できる旨の規定を検討すべき」とされ、令和元年6月の第198回国会において、公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律を一体として改正する「新・担い手3法」が成立し、建設業法第34条において、中央建設業審議会に

おいて建設工事の工期に関する基準を作成し、その実施を勧告することができることとされました（図－4）。

工期に関する基準は、受注者・発注者に偏らない中立公平な立場から、中央建設業審議会が適正な工期に関する考え方を基準として作成し、規範性を持たせる形で様々な関係者に対して実施を勧告することが求められるとされ、この規定が設けられました。

また、新・担い手3法において、受注者に工期の見積りを行わせる努力義務や受注者に著しく短い工期による契約を禁止する規定も設けられましたが、これらの規定を遵守するために適正な工期とは何かという基準が必要であったため、このような規定が盛り込まれています。



工期に関する基準について

新・担い手3法の成立・施行を受け、中央建設業審議会では、工期に関する基準の作成に関するワーキンググループを設置し、令和元年11月の第1回開催以降、合計6回にわたるワーキンググループでの審議のうえ、中央建設業審議会において令和2年7月に基準を作成し、その実施を勧告しました（図－5）。

以下、章ごとに本基準の具体的な内容について記述します。

第1章：総論

本章においては、本基準が作成された背景、基準を理解・運用するためのベースとなる一般的な建設工事の特徴、法令等に定められている建設工事の請負契約及び工期に関する考え方、基準の趣旨、基準の適用範囲、工期設定における受発注者の責務が記載されています。以下に、建設工事に関わる皆様において特にご認識いただきたい点を列举します。

① 本基準の趣旨

「適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及

平成26年に、公共工事品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根拠
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法※>			
○発注者の責務 - 適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮） - 施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等） - 適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用） ○受注者（下請含む）の責務 - 適正な請負代金・工期での下請契約締結	○発注者・受注者の責務 情報通信技術の活用等による生産性向上	○発注者の責務 - 緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択 - 災害協定の締結、発注者間の連携 - 労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用	○調査・設計の品質確保 「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加
働き方改革の推進	生産性向上への取組	災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保	
○工期の適正化 - 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告 - 著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表） - 公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法> ○現場の処遇改善 - 社会保険の加入を許可要件化 - 下請代金のうち、労務費相当については現金払い	○技術者に関する規制の合理化 - 監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認 - 主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要	○災害時における建設業者団体の責務の追加 - 建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化 ○持続可能な事業環境の確保 - 経営管理責任者に関する規制を合理化 - 建設業の許可に係る承継に関する規定を整備	
建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>			

※平成17年の制定時及び平成26年の改正時も議員立法

図－4 新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について

第1章 総論

- | | |
|---|---------------------|
| (1) 背景 | (4) 本基準の趣旨 |
| (2) 建設工事の特徴 | (5) 適用範囲 |
| (i) 多様な関係者の関与 (ii) 一品受注生産 (iii) 工期とコストの密接な関係 | (6) 工期設定における受発注者の責務 |
| (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方 | |
| (i) 公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方 (ii) 公共工事における考え方 (iii) 下請契約 | |

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- 自然要因**
降雨日・降雪日、河川の出水期における作業制限 等
- 休日・法定外労働時間**
改正労働基準法に基づく法定外労働時間
建設業の担い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保
- イベント**
年末年始、夏季休暇、GW、農業用水塔の落水期間 等
- 制約条件**
鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約 等
- 契約方式**
設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、分離発注 等
- 関係者との調整**
工事の前に実施する計画の説明会 等
- 行政への申請**
新技術や特許公開を指定する場合、その許可がおりるまでに要する時間 等
- 労働・安全衛生**
労働安全衛生法等の関係法令の遵守、安全確保のための十分な工期の設定 等
- 工期変更**
当初契約時の工期の施工が困難な場合、工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議・合意
- その他**
施工時期や施工時間、施工法等の制限 等

第3章 工程別に考慮すべき事項

- 準備**
 - 資機材調達・人材確保
 - 資機材の管理や周辺設備
 - その他
- 施工**
 - 基礎工事 (ii) 土工事 (iii) 躯体工事
 - シールド工事 (v) 設備工事
 - 機器製作期間・搬入時期 (vii) 仕上工事
 - 前面及び周辺道路状況の影響 (ix) その他
- 後片付け**
 - 完了検査 (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
 - 原型復旧条件

第4章 分野別に考慮すべき事項

- | | |
|--------------|----------|
| (1) 住宅・不動産分野 | (3) 電力分野 |
| (2) 鉄道分野 | (4) ガス分野 |

第6章 その他

- 著しく短い工期と疑われる場合の対応
駆け込みホットラインの活用
- 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定
受発注者間及び元下間において、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
- 基準の見直し
本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

図－5 工期に関する基準の概要

び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準」が基準の趣旨とされており、本基準を踏まえて請負契約を締結することによって、建設工事で適正な工期が確保され、長時間労働等が是正されることが期待されます。また、本基準は、発注者としても自身の事業のパートナーが持続可能となることで質の高い建設サービスを享受することができ、受発注者相互にとって有益な関係を構築するための基準でもあるとされています。

② 適用範囲

公共・民間工事を問わず、また発注者・受注者（下請負人を含む）の全てが対象とされており、本基準は建設工事の全てに適用されます。

③ 工期設定における受発注者の責務

適正な工期を設定するためには、工期設定を一方的に受注者または発注者任せにするのではなく、受注者・発注者双方がそれぞれの立場で適正な工期を設定・確保するために取り組むことが重要であり、それらの取り組むべき事項が本節では取りまとめられています。

第2章：工期全般にわたって考慮すべき事項

本章においては、天候不順や地震・台風などの自然災害のほか、建設工事に従事する者の休日の確保、現場の状況、関係者との調整等、工期設定において、工期全般にわたって考慮すべき事項が記述されています。

以下に、中央建設業審議会の工期に関するワーキンググループでも、多くの議論が交わされた2点について記述します。

① 休日・法定外労働時間

建設業の担い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保できるようにしていくことが重要であり、建設業が一丸となって意識改革から始めなければならないとされています。そのためには、4

週8閉所の取組は、こうした意識改革、価値観を転換していくための有効な手段の一つであると考えられ、また、維持工事やトンネル工事、災害からの復興工事対応など、工事の特性・状況によっては、交代勤務制による建設業の担い手一人ひとりの週休2日（4週8休）の確保が有効な手段の一つとなると考えられるとされています。

なお、災害復旧等の緊急時対応を求められる工事等においては、必ずしも4週8閉所等が適当とは限らない工事が存在することに留意しなければならないことが併記されています。

② 工期変更

まずは請負契約の締結に当たっては、受発注者双方で協議を行い、工期の設定理由を含め契約内容を十分に確認したうえで適正な工期を設定するとともに、契約後に工期変更が生じないように、下請工事を含め工事全体の進捗管理を適切に行うなど、工事の全体調整を適切に行うことが重要であるとされています。

しかしながら、工程遅延等が発生した場合、その理由を受発注者間で明らかにしつつ、必要に応じて、適切に工期延長を含めた変更契約を締結し、後工程にしわ寄せが生じないように、その結果を適切に下請契約にも反映させる必要があるとされています。

第3章：工程別に考慮すべき事項

準備段階、施工段階、後片付け段階の三つの段階で工期を設定する際に考慮すべき事項がとりまとめられています。なお、工事によって内容やその工程は多様であり、本章で列挙されている事項が必ずしも全ての工事において考慮すべき事項に該当するとは限らないため、個々の工事の工程や性質に応じて適切に考慮することが必要です。

第4章：分野別に考慮すべき事項

民間発注工事の大きな割合を占める住宅・不動産、鉄道、電力、ガスの4分野について、工期設定において考慮すべき事項がとりまとめられてい

ます。本章は、「適正な工期設定等のためのガイドライン」を踏まえつつ、ワーキンググループにおける各団体の発表等を踏まえて、内容が充実されています。

第5章：働き方改革・生産性向上に向けた取組について

建設業の働き方改革や生産性向上を進めるに当たっては、自社の取組のみならず、他社の優良事例を参考にして、様々な創意工夫を行っていくことも必要です。

国土交通省では、過去に『週休2日達成に向けた取組の好事例集』を作成しており、基準の別紙として参考事例集をとりまとめています。本事例集を参考にしつつ、建設業に関わる方々が、自らの力で働き方改革や生産性向上を推進することが期待されます。

第6章：その他

令和2年10月より「著しく短い工期の禁止（建

設業法第19条の5）」が施行されましたが、本基準は著しく短い工期を判断するための一要素となります。また、今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けては、必要な対策によっては工期に影響を与える場合もありうることに留意しなければならない点が記載されています。

本章では、これらを踏まえ、本基準を運用するうえで考慮すべき事項などをとりまとめています。

5 おわりに

建設業の働き方改革を推進して長時間労働等を是正するためには、まずは中央建設業審議会で作成された本基準を踏まえて請負契約がなされ、各建設工事で適正な工期が確保されることが重要と考えています。

本基準が活用されるためには、受注者となる建設業者の方々はもちろん、発注者の方々の理解が必要となります。今後は、各種団体等を通じて本基準の周知徹底に努めてまいります。